

施策121

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要ときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成27年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	判断理由

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人口10万人あたりの病院勤務医師数	/	120.0人 (23年度)	122.9人 (24年度)	124.0人 (25年度)		124.0人 (26年度)
	118.6人 (22年度)	122.3人 (23年度)	127.6人 (24年度)			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数
27年度目標値の考え方	平成22年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数312人を最終的な目標とし、この4年間で100人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる10万人あたりの医師数に換算し、5.4人増やすことを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	/	180人	192人	206人		217人
		167人	181人	196人			/
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	/	644人	651人	658人		665人
		574人	566人	641人			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		593 機関	618 機関	643 機関		668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関			
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数		761 件	767 件	778 件		778 件
		755 件	746 件	804 件			
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度		80.0%	80.0%	80.0%		80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%			
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率		37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	65.5% (25年度)		69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	48,714	46,618	
概算人件費		3,264	3,191		
(配置人員)		(362 人)	(347 人)		

### 平成 26 年度の取組概要

- ①医師の不足・偏在の解消に向けて、医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業（問い合わせ2名、継続17名、成約3名（常勤1名、非常勤2名））、医師確保に資する寄附講座設置支援等を実施（平成26年9月末実績見込）
- ②中長期的な医師確保対策として、医師修学資金貸与制度の運用（新規貸与見込55名、貸与者累計見込460名）、地域医療研修センター事業（研修医17名受け入れ予定）、研修病院等魅力向上支援（8事業）、三重・地域家庭医育成拠点整備支援、子育て医師等復帰支援（2病院）等を実施（平成26年9月末実績見込）
- ③修学資金貸与者が、地域医療支援センターが作成した17診療領域の後期臨床研修プログラム（支援センタープログラム）に定められた医師不足病院を含む複数の県内医療機関で勤務した場合、義務勤務期間を卒後8年間とする条例改正を6月定例会議で実施
- ④若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みとして、修学資金貸与者等の若手医師（47名）に対して支援センタープログラムを活用してもらうための個別面談を実施
- ⑤看護職員の確保に向けて、修学資金の貸与（42件申請受付）、看護師等養成所への運営支援（12施設見込）とともに、無料職業紹介や再就業に向けた研修会の開催など潜在看護職の再就業支援を実施。第8次看護職員需給見通し策定とあわせ、看護職員確保対策を総合的に検討する場として看護職員確保対策検討会を設置・開催
- ⑥看護職員の定着促進対策として病院内保育所への運営支援、新人看護職員の離職防止を図るための多施設合同研修会（平成26年9月末：7回中4回開催見込）、看護職員が健康で安心して働くことができる環境整備のための相談窓口設置。医療機関管理者や看護管理者に対して多様な勤務形態の

導入研修会（平成 26 年 9 月末：2 回中 1 回開催見込）や、看護補助者の活用研修会（平成 26 年 9 月末：6 回中 3 回開催見込）などを開催。医療機関における厳しい勤務環境の改善を図るため、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、総合的な支援を行う医療勤務環境改善支援センターを 8 月に設置

- ⑦ナースバンク登録の呼びかけにより 713 人の登録者を確保し、潜在看護職員 119 人の再就業を斡旋（平成 26 年 6 月末現在）
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学について、自主的、自律的かつ効率的な大学運営が行われるよう、法人の業務運営に必要な経費を交付するとともに、平成 26 年度末に第一期中期目標期間が終期を迎えるため、第二期中期目標（平成 27 年度～32 年度）の策定を実施
- ⑨県内の救急医療体制を確保するため、救命救急センターおよび二次救急医療機関の運営、ドクターヘリの運航等について支援するとともに、県内 2 地域で ICT を活用した救急搬送システム「MI E-NET」を試行
- ⑩休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施
- ⑪安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営および設備整備等への支援、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を深夜帯（23 時 30 分から翌朝 8 時 00 分）まで延長して実施
- ⑫在宅医療の充実に向けて、医療・介護関係者等の多職種連携強化を図るため、三重県在宅医療推進フォーラム（7 月開催、参加者約 300 名）や、二次保健医療圏単位で市町との情報交換会等（平成 26 年 9 月末：4 回中 2 回開催見込）を開催するとともに、市町の在宅医療体制の構築に向けた取組に対する支援（平成 26 年 9 月末：11 市町へ補助見込）、医師の在宅医療参入の促進、訪問看護ステーションの運営基盤の強化、県民に対する在宅医療・在宅看取りの普及啓発等を実施
- ⑬小児の在宅医療体制を強化するため、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し（全国 9 都県）、地域における医療支援ネットワークの構築等を支援
- ⑭地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき適切な病院運営が行われるよう、政策医療の提供に必要な経費を負担するなど必要な支援を実施
- ⑮三重県医療安全支援センターにおける相談窓口業務（相談件数 277 件（平成 26 年 7 月末現在））、医療従事者等に対する医療安全研修会を実施
- ⑯平成 27 年度以降の地域医療構想（ビジョン）の策定に向け、平成 26 年 10 月からはじまる、各医療機関が病棟単位に医療機能を報告する病床機能報告制度にかかる説明会を開催し、また、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度にかかる都道府県計画を策定
- ⑰三重県病院事業中期経営計画に基づき、県立こころの医療センター及び県立一志病院において、求められる役割・機能等に応じた医療サービスを安定的かつ継続的に提供
- ⑱県立志摩病院について、基本協定等に基づく診療体制の回復が着実に進められるよう、指定管理者に対して適切に指導・監督を実施
- ⑲三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、市町国保の拠出により負担を共有する共同事業である保険財政共同安定化事業の拡充を推進する（事業の対象を、1 件当たり 20 万円を超えるレセプトから 2 万円を超えるレセプトまで拡大する。）とともに、収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援

## 【中間進捗情報】

### 平成 26 年度の上半期の成果と残された課題

- ①今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要すると考えられることから、これら若手医師の定着と偏在解消を進める取組が急務となっています。
- ②医師修学資金貸与者等 47 名を対象とした個別面談等を実施し、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センタープログラム内容及び修学資金貸与制度における支援センタープログラムコース（義務勤務 8 年）の新設について説明を行いました。今後、引き続き、貸与者等に対して個別アプローチを実施し、支援センタープログラムをより多くの若手医師に活用してもらうよう取り組んでいく必要があります。
- ③第 8 次看護職員需給見通し策定にあわせて、看護職員確保対策検討会を継続的に開催することで、看護職員確保に向けた総合的な支援対策を検討していく必要があります。
- ④医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開所し、10 月の改正医療法の施行により、各医療機関管理者に対して勤務環境改善に取り組む努力義務が課されることをふまえ、今後、各医療機関において看護職員の定着促進に向けた勤務環境改善の取組に対する関心が高まると考えられます。各医療機関が就労環境改善に向けた様々な工夫や制度の活用を行うにあたり、必要な支援を実施していくことが必要です。
- ⑤病院内保育所については、24 時間保育や病児保育などの多様な保育ニーズにも対応できる施設整備を進めてきましたが、さらに施設規模に応じた病院内保育所整備を進めていく必要があります。
- ⑥三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求職医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。
- ⑦公立大学法人三重県立看護大学について、運営交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。また、第二期中期目標策定に向けて法人と十分意見調整を行っています。今後、第二期中期目標の達成に向けて法人が作成する中期計画の認可にあたって、法人と十分な協議を行っていく必要があります。
- ⑧ドクターヘリの出動回数が増加しており、救命率の向上等の効果があったと考えます（平成 26 年 7 月末現在 108 回、前年同月累計比 8 回増）。一方、出動の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、「MIE-NET」については、モデル地域での試行に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑨新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が 4 機関増加しましたが、廃業により 5 機関減少しました（平成 26 年 7 月末現在 609 機関）。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち 3 病院の運営を支援するとともに、1 病院の設備整備を支援しています。新生児の死亡率を低下させるためには、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターに対し支援していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（平成 26 年 7 月末現在 2,824 件、前年同月累計比 678 件増）。深夜帯の相談件数が全体の 20%程度あることから、深夜帯への対応を今後も引き続き実施していく必要があります。
- ⑪多職種による在宅医療・介護の連携検討会等が始まっている市町もありますが、依然として多職種

の連携が図れていない市町があるなど、その取組にはばらつきがあります。また、医療介護総合確保推進法が6月に成立したことを受け、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が当該法律に迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。

- ⑫ 小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、モデル地区における連携体制の構築に取り組んでいます。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。
- ⑬ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、法人による自主的・自律的な経営のもと最新鋭のMRI（磁気共鳴画像）装置の導入が進められるなど、診療機能の充実が図られつつあります。
- ⑭ 医療安全支援センターにおいて、医療に関する患者・家族からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関の信頼関係の構築を支援しています。
- ⑮ 医療機関向けの病床機能報告制度の説明会を8月に開催しましたが、医療機関の混乱を避けるため、必要な助言を行う必要があります。また、新たな財政支援制度にかかる都道府県計画の着実な推進を図る必要があります。
- ⑯ 県立こころの医療センターについては、外来診療や訪問看護等の地域生活支援の一層の充実に向けた取組を進めるとともに、精神科救急患者の受入れや認知症治療、アルコール依存症治療、早期介入・早期支援などの政策的医療及び先進的医療等の提供に取り組んでいます。今後も、患者満足度の向上を図りながら充実した精神科医療を提供していく必要があります。
- ⑰ 県立一志病院については、家庭医療の実践を通して予防医療や在宅医療など地域ニーズの高い医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要な保健、医療、福祉等の多職種連携を推進する取組を進めています。今後も、患者満足度を向上させながら、家庭医療を中心に病院運営を進めていくとともに、多職種の連携を一層推進できる効果的な事業に取り組んでいく必要があります。
- ⑱ 県立志摩病院については、県と指定管理者の間で、代表者による取組方針等の確認・共有、県による定期的な病院運営状況の確認や課題調整等を進めてきており、こうした取組が内科系常勤医師の増員や救急医療体制の拡充など、診療体制の回復・充実につながってきています。引き続き志摩地域の中核病院として、地域住民の皆さんに良質で満足度の高い医療が提供できるよう指定管理者と連携し取り組んでいく必要があります。
- ⑲ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、国民健康保険の広域化に向けた保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、医療費適正化を図るため、後発医薬品の差額通知について過半数の市町で年内実施に向けての準備が進められています。残りの未実施の市町について、引き続き支援します。

## 平成26年度の下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

### 〈下半期〉

- ① 修学資金貸与者等が支援センタープログラムに基づき研修することにより、専門医資格取得ができるようキャリア形成支援を行うとともに、医師不足病院の医師確保支援にもつなげることにより、地域偏在の解消に向けて取り組んでいきます。
- ② 研修病院の魅力向上、子育て医師の復帰支援等の事業により県内医療機関等の勤務環境を改善し、若手医師、女性医師等の県内定着につなげていきます。
- ③ 女性医師・看護師を中心とした医療従事者が安心して働くことができる勤務環境整備にかかる医療

機関の取組を推進することを目的として、女性が働きやすい医療機関を認証する制度について検討を進めます。

- ④看護職員の確保について、第8次看護職員需給見通し策定に向けて取り組むとともに、看護職員確保対策検討会において総合的な確保対策を検討し、確保に向けた取組を進めていきます。
- ⑤看護職員の定着促進については、医療勤務環境改善支援センターにおける総合的な支援体制整備を進めるとともに、医療機関に対してアドバイザーを派遣し、施設規模に応じた研修体制の構築支援や就労環境改善等を行い、就労環境改善への取組をさらに進めていきます。
- ⑥子どもを持つ看護職員等が安心して働き続けられるよう、24時間保育や病児保育などの多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを行います。
- ⑦看護職員の復職支援の強化を図るため、三重県ナースセンターがハローワーク等との連携を強化するとともに、医療機関を巡回し、求人側の勤務環境を十分把握し、きめ細かな就業斡旋を実施するなど、マッチング機能の強化を図ります。さらに医療介護総合確保推進法による、平成27年10月の免許保持者の届出制度導入に向け、離職後の「つながり」を確保できる方策を検討していきます。
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学の第二期中期目標達成に向けて、法人が作成する第二期中期計画について、効果的な内容となるよう十分な協議を行う必要があります。
- ⑨ドクターヘリの広域連携体制の構築について、和歌山県との相互応援体制の構築および奈良県との共同運用体制の構築に向け、関係機関と具体的な協議を進めるとともに、東海・長野地域における広域連携について、連携体制の構築に向けた情報交換等を行います。また、「MIE-NET」については、一定期間試行のうえ、消防、医療機関、行政等の関係者による検証会を開催します。
- ⑩救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、三重県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行うとともにシンポジウム等を開催します。
- ⑪安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。
- ⑫医療介護総合確保推進法等に基づく在宅医療の推進を検討するため、三重県在宅医療推進懇話会を開催するとともに、各市町が同法に円滑に対応することができるよう、市町長を対象としたトップセミナーを県医師会と共催で開催します。また、地域の在宅医療・介護関係者の顔の見える関係づくりや、24時間365日対応可能な在宅医療・介護提供体制の構築に向けた総合的な取組への助成など、各市町の取組状況に応じた支援を実施するとともに、医師の在宅医療参入促進や訪問看護ステーションの運営基盤の強化のための研修、住民の在宅医療への理解を深めるための講演会等を開催します。
- ⑬小児在宅医療について、関係者の理解を深めるため、小児等在宅医療連携拠点事業2か年の取組の集大成としての小児在宅医療シンポジウムを平成27年2月に開催します。
- ⑭地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、引き続き救急医療等の政策医療の提供に必要な経費を負担するとともに、診療機能のさらなる充実等について、評価委員会の評価結果をふまえて必要に応じて法人への支援を行います。
- ⑮医療の相談や苦情に引き続き迅速かつ的確に対応していくため、相談内容の分析を行います。
- ⑯病床機能報告制度については、引き続き制度定着のために必要な助言を行います。また、新たな財政支援制度については、医師会等の関係団体と連携し、同制度にかかる都道府県計画の進捗管理を

行っていきます。さらに、地域医療構想（ビジョン）の策定準備のため、医療・介護関係者による協議の場において、地域の医療資源等にかかる基礎調査の実施について検討を行います。

- ⑬県立こころの医療センターについては、引き続き、外来診療、訪問看護等のアウトリーチサービス、作業療法やデイケア等の日中活動支援、政策的医療や先進的医療の一層の充実に取り組みます。
- ⑭県立一志病院については、引き続き、家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けて取り組んでいきます。
- ⑮県立志摩病院については、診療体制の一層の回復をめざし、引き続き指定管理者に対して適切な指導・監督を行うとともに、診療体制の回復・充実における課題の解消に当たっては、指定管理者と連携して取り組んでいきます。
- ⑯保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、医療費適正化を図る観点から、後発医薬品の差額通知の実施について、全市町で実施できるよう支援します。また、平成29年度の国保の運営主体の都道府県への移行をふまえて、市町との適切な役割分担等のあり方について市町や関係機関と検討を始めます。

### 〈翌年度〉

- ①より多くの医師修学資金貸与者等に支援センタープログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②女性が働きやすい医療機関を認証する制度の運用を始めます。
- ③第8次看護職員需給見通しを平成27年12月までに策定するとともに、看護職員確保対策検討会を継続的に開催し、総合的な確保対策に取り組みます。
- ④看護職員等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおける総合的な支援体制を補完できるよう、看護職員確保対策検討会や医療勤務環境改善支援センター運営協議会での議論をふまえつつ、各医療機関による勤務環境改善の取組に対する支援の充実を図ります。
- ⑤看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを実施します。
- ⑥看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが、求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成27年10月からはじまるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。
- ⑦公立大学法人三重県立看護大学について、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、法人が作成した中期計画及び年度計画に基づいて適切な大学運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑧ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定を締結するとともに、東海・長野地域における広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携体制について検討を進めます。また、「MIE-NET」について、モデル地区での試行の検証結果をふまえ、必要な改善を行います。
- ⑨救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、三重県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行います。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。

- ⑪在宅医療・介護連携の充実については、三重県在宅医療推進懇話会の意見をふまえるとともに、医療介護総合確保推進法にかかる制度等に基づき、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備等に資する取組を支援していきます。
- ⑫小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対しこれまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、県庁内ワーキンググループにおいて、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと連携しながら、これまでの取組で明らかになった全県的な課題の解決に向けた協議、検討を行うとともに、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑬地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき適切な病院運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑭医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう相談内容を分析し、さらなる相談体制の充実を図ります。
- ⑮平成 26 年度末に厚生労働省から示される地域医療構想（ビジョン）ガイドラインに基づき、病床機能報告制度による医療機関からのデータ等を分析するとともに、協議の場での議論をふまえつつ、ビジョンを策定します。また、新たな財政支援制度にかかる平成 27 年度都道府県計画については、医療・介護関係者等から幅広く意見を求めて策定していきます。
- ⑯県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療に取り組むとともに、訪問看護等のアウトリーチサービス、作業療法、デイケアといった日中活動支援など地域生活支援をより充実させるべく取組を進めます。
- ⑰県立一志病院については、引き続き家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けて取り組んでいきます。
- ⑱県立志摩病院については、診療体制のさらなる回復を図っていく必要があるため、引き続き指定管理者に対して適切な指導・監督を行うとともに、志摩地域の医療体制の充実に向けて連携して取組を進めます。
- ⑲三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援します。また、国保の制度改革に伴う市町との適切な役割分担等のあり方について引き続き市町や関係機関と検討を行います。